

# 一般社団法人 国際SDGs人財支援協会 会員規程

## 第1条(目的)

本規程は、一般社団法人国際 SDGs 人財支援協会(以下「当会」という)の会員制度について定めるものとする。

## 第2条(会員の権利)

① 会員は、当会が実施する守口市及び近隣地域を拠点とする産業振興及び青少年育成等の支援活動又は国際交流活動について優先的にかつ無料又は特別価格で参加することができる。

- (1) 当会が主催、後援又は公認する各種講座及び研修会等
- (2) 前記に関する指導者の養成及び認定資格取得のための支援活動
- (3) 当会が主催、後援又は公認する各種講演会及びビジネス交流会等
- (4) 社会貢献事業または社会起業家の育成及び支援活動
- (5) 会報その他の手段による当会の活動成果や業界又は行政等に関する情報提供
- (6) 前記各号に付帯関連する当会の目的を達成するためのサービス

## 第3条(会員種別及び入会資格)

当会の目的に賛同し、次の各号の一に該当すること。

- (1) 正会員  
当法人の目的に賛同し、入会した個人又は団体
- (2) 一般会員  
当法人が行うサービスの利用を主として目的とする個人又は団体
- (3) 資格認定会員  
当法人が定める資格認定試験に合格し、事業目的に資するため入会する個人
- (4) 賛助会員  
当法人の活動を援助する個人又は団体

## 第4条(入会)

当会の会員になろうとするものは、別途定める入会申込書を当会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

## 第5条(入会申込みの不承認)

当会の会員になろうとする者に、以下の行為が認められた場合、入会申込の承認を得ることができないことがある。

- (1) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- (2) 入会申込書提出後、一定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合
- (3) 過去に当会から会員資格を取り消されたことがある場合
- (4) その他、当会が会員と認めることを不相当と判断した場合

## 第6条(会費)

① 当会の会員における会費は、以下の通りとする。

- (1) 業務執行正会員及び正会員  
月額 1,000 円
- (2) 一般会員個人  
30 歳以上 月額 1,000 円  
30 歳未満 月額 500 円
- (3) 一般会員団体  
基本月額 1,000 円+人数加算(3人以上から1人当たり500円加算)

- (4) 資格認定会員  
月額 1,000 円
- (5) 賛助会員年会費  
1口当たり年額 10,000 円

② 会費の支払い方法について

- (1) 月会費は、原則毎月ネットによる自動決済とし、決済手数料は当会が負担することとする
- (2) 賛助会員年会費は、原則普通為替(郵便為替)にて送金するものとし、送金手数料は当会が負担することとする

第7条(入会期間)

入会期間は原則として入会登録完了日から1年間とし、期間終了後は退会手続きを行わない限り自動的に次年度へ更新するものとする。

第8条(会員の資格喪失)

当会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、1年分以上納入しないとき
- (3) この定款、当会の定める会員規程、会員倫理規程その他の規程、規則又は法令に違反し、社員総会において会員としての資格を喪失させる旨の決定がなされたとき
- (4) 総正会員の同意があったとき
- (5) 会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け又は解散したとき
- (6) 除名されたとき

第9条(変更の届出)

- ① 会員は、その氏名又は名称、会員代表者、連絡先等、会員管理システム登録事項に変更が生じた場合には、速やかに変更手続きを会員本人が行うものとする。
- ② 会員が本条第1項の変更申込を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当会はその責任を一切負わないものとする。

第10条(退会)

- ① 会員は、その退会日の2ヶ月前までに別途定める退会届を提出し、任意に退会することができる。
- ② 前項にかかわらず、退会を申し出た会員について、当会の定める懲戒規程に基づく手続が開始されている場合には、その手続が完了するまでの間、当該会員は退会することができないものとする。又、当該手続において当該会員が除名された場合には、当該会員による退会の申し出はなされなかったものとみなす。
- ③ 会員が入会期間中に退会する場合、いかなる理由があっても既に納めた会費の払い戻しには応じないものとする。
- ④ 半年以上会費を滞納した場合、会員資格の喪失事由に該当し、自動退会の対象者とする。

第11条(会員資格の取り消し)

当会は、会員が次の各号の一に該当すると認められた場合には、理事会の決議によって会員資格を取り消すことができる。

- (1) 入会時に虚偽の申告をしたとき
- (2) 過去に規程違反等により会員資格の取消しが行われたことが判明したとき
- (3) 他者又は当会の名誉、プライバシー、著作権、肖像権の侵害及び信用等を傷つける行為又は会員としての品格を損なう行為があったと当会が認められたとき
- (4) 本規定また定款のいずれかに違反したとき

(5) その他、会員とすることが不適当と判断したとき

#### 第12条(禁止事項)

会員に提供される会員情報その他を、当会の許可なく第三者(他人又は他の団体)に譲渡又は配布、閲覧することを禁止とする。

#### 第13条(著作物の使用)

- ① 当会制作の動画、講座カリキュラム、講座テキスト、その他当会が掲載するWeb上の著作物を無断にてコピー、転載、販売、配布、Web表示又は記載する等の行為を禁止とする。
- ② 違反行為をした場合、当会より注意、警告を行い、改善されない場合は、当会会員の抹消ならびに、しかるべき法的措置をとるものとする。又、退会後もこの義務は継続する。

#### 第14条(規程の変更)

- ① 本規程の変更については理事会でこれを決議する。
- ② 本規程に定めのない事項については、理事会の決議により定めるものとする。

#### 第15条(免責及び損害賠償)

- ① 会員は、当会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否、方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当会は一切責任を負わないものとする。
- ② 万が一、当会が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当会は、間接損害、特別損害、逸失利益ならびに第三者からの請求及び軽過失に、基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。
- ③ 会員が退会、除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

#### 第16条(会員情報の取り扱い)

- ① 会員は、当会に対して提供した会員の個人情報、以下に掲げる利用目的の範囲内で利用することに同意するものとする。
  - (1) 会員が提供する各種サービスや協会の活動を会員に知らせる必要がある場合
  - (2) 会員情報をあらかじめ会員承諾のもと本協会のウェブサイトや販促物等に掲載する場合
  - (3) 当会の運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
  - (4) 当会が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、会員情報を取り扱わせる場合
  - (5) 個人情報に関する法令及びその他の規範に記載されるやむを得ない場合の情報開示など
- ② 当会は、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

#### 第17条(反社会的勢力への対応)

- ① 当会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、何らかの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとする。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき者と関係を有しているとき
  - (6) 自ら又は第三者を利用して、当会又は当会の関係者に対し、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき
- ② 当会は、会員が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行なった場合には、何らかの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとする。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流し、偽計を用い又は威力を用いて、当会の信頼を毀損し又は当会の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- ③ 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
- ④ 当会は、本条の規定により、会員資格の取消をした場合には、会員に損害が生じても当会は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、又これにより当会に損害が生じた時は、会員はその損害を賠償するものとする。

#### 付 則

本規程は、2022年2月1日より施行する。  
定款変更に伴い、2024年6月17日に改定する。